



株式会社 北燦食品と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 130009 号)

株式会社 北燦食品と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

株式会社 北燦食品は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1～4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

令和 7 年 10 月 28 日

(当初締結日:平成 26 年 1 月 18 日)

株式会社 北燦食品
代表取締役

石丸 司

札幌市
市 長

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- HACCP の概念に基づく衛生管理・品質管理に関して、HACCP システムを維持・継続し、「北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度」を継続更新します。
- 新人従業員は必ず入社時に安全衛生教育を行い、受講後に現場作業に従事します。